

社会福祉法人深川愛隣学園 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人深川愛隣学園（以下「本学園」という。）の定款第八条、定款第二一条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第九条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一五条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本学園を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本学園業務への出席の都度支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第5条 本学園は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程、2025年6月21日より施行する。

別表 1 評議員の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）
評議員	5,000 円

別表 2 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額（1人当たり）
理事（理事長以外）	5,000 円
理事（理事長）	25,000 円
監事	5,000 円

役職	年額（上限）
評議員	280,000 円
理事（理事長）	300,000 円
理事（理事長以外）	300,000 円
監事	120,000 円